**平成２３年（フ）第２７２号**
相模原市緑区二本松２丁目46番９号　ハイツ二本松Ⅱ101
債務者　徳　　節夫
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第２８３号**
相模原市中央区上溝７丁目４番６号　上の台エクセル201
債務者　小林パウロ
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第２９２号**
相模原市南区古淵４丁目１番１号　エルム２番館506
債務者　白銀　賢一
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第２９３号**
相模原市緑区寸沢嵐3028番地７
債務者　坂田　正己
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第２９４号**
相模原市南区相南４丁目24番21号　ビラージュＩＮＯＵＥ102
債務者　大久保佳正
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第３０１号**
相模原市南区松が枝町15番11―207号
債務者　平形えつ子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第３０２号**
神奈川県座間市四ツ谷519番地の８
債務者　下野　広樹
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第３０８号**
相模原市緑区相原５丁目17番33号　レオハウス森野上Ｂ号室
債務者　大野　佳秀
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第３０９号**
相模原市緑区相原５丁目17番33号　レオハウス森野上Ｂ号室
債務者　大野　茂美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第３１７号**
相模原市緑区橋本台１丁目33番２―507号
債務者　水越　美香（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第４２号**
北海道根室市光洋町１丁目17番地10　山田ハイツ７号室
債務者　伏木　　至
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

**平成２３年（フ）第４７６７号**
大阪府大東市氷野３丁目10番27号
債務者　多田　榮子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１５８７号**
横浜市南区万世町２丁目36番地　レ・シェーナ903
債務者　亀山　修治
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１６０１号**
神奈川県海老名市本郷1289番地の１
債務者　芝　　郁世
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１６０３号**
横浜市瀬谷区三ツ境100番地５　ダイカンプラザ206
債務者　遠藤　富久
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１６１４号**
横浜市青葉区藤が丘２丁目19番地１　ベルエール藤が丘106
債務者　宮本　祐子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部